

令和3年度

行政改革推進及び行政評価市民委員会  
事務事業《事後》評価結果

評価対象事業数 3事業

# 1. 評価の実施概要

## (1) 実施日程

開催日時：令和3年9月22日（水）14時00分から15時15分まで

開催場所：伊勢崎市役所本庁舎 東館5階第1会議室

## (2) 評価対象

令和2年度に市が実施した事務事業で、事後評価対象事業の全325事業の中から、庁内組織の行政評価委員会が選定した以下の3事業について、集中的な審議を行いました。

審議 番号	事業名	事業概要	
		実施目的	具体的な方法
1	合併処理 浄化槽 普及推進 事業	下水道や農業集落排水を利用できない市民に対し、浄化槽補助事業を積極的に推進することにより、河川の水質浄化と文化的な都市生活の向上に寄与します。また、首都圏の飲料水を守るとともに、市内の河川などの公共用水域の水質を保全します。	10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する人に対し、補助金を交付します。また、既存の単独処理浄化槽や汲取り槽から転換する場合に対しては、補助金額を上乗せして交付します。
2	空家等 対策推進 事業	老朽化や不適切な管理により周辺的生活環境を著しく悪化させている空家等を減少させるとともに、新たな空家等を増やさない対策を推進し、生活環境や住環境を保全します。	空家等の適切な管理の推進、周辺住民や所有者からの空家等に関する苦情や相談の対応について、本市の空家等対策計画に基づいた施策を実施します。特定空家等の認定を行い、所有者などに対し指導や助言、命令などの措置を講じます。
3	道路管理 事業	市道の老朽化による事故を未然に防ぐため、道路パトロールによる危険箇所を発見することで、安全な道路空間を保持します	道路パトロールによる危険箇所を早期発見し、緊急的な修繕を行います。

## (3) 実施手順

市から事前に配布された会議資料により、事務局（企画部事務管理課）から「伊勢崎市行政評価の概要」及び「市民委員会の実施方法」について説明を受けました。

また、3事業の集中審議では、評価対象事業を所管する各担当課から、配布資料及びスライドをもとに事業概要の説明を受け、質疑応答の終了後に市民委員会としての各事業の方向性と、意見の取りまとめを行いました。

## 2. 評価の結果

市民評価委員会による3事業の評価結果は、次のとおりです。

審議 番号	事業名	担当課	事業の 方向性	意見
1	合併処理 浄化槽 普及促進 事業	環境部 環境政策課	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>○補助制度について、関係機関と情報共有を図りながら、補助申請の漏れがないよう周知に努め、効率的な事業の推進に努めること。</li> <li>○水質汚濁防止の推進のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換設置を更に進めていく必要があり、新規設置補助を見直し、転換設置補助への財源とすることは妥当と考える。</li> </ul>
2	空家等 対策推進 事業	環境部 環境保全課	大幅な 改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○空家撤去後の更地に対する固定資産税と補助金のメリットについて比較検討が必要。</li> <li>○補助要件（特に営利目的の条件）について、補助を活用しやすくなるよう、柔軟な条件とする見直しが必要。</li> <li>○空家対策の様々な事業について、より市民や所有者へ伝わるよう周知方法の工夫に努めること。</li> <li>○更なる空家対策を推進するため、本委員会以外に市民の意見を聞く機会が必要と考える。</li> </ul>
3	道路管理 事業	建設部 道路維持課	一部 改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道路の維持管理においては、地元の意見等も考慮しながら効率的な事業を推進すること。</li> <li>○島村渡船については、周辺住民が生活道路としての必要性を感じていないこと、また、運航再開への復旧工事などの費用対効果を考慮すると効率的な維持管理は難しいと考えられることから、市道としての廃止は妥当と考える。</li> </ul>

令和 3 年度事務事業《事後》評価 評価シート

※令和2年度に実施した事務事業の評価

評価 NO.	63	R2年度 実施計画事業番号	135	事業名	合併処理浄化槽普及推進事業			
担当部課名	環境部 環境政策課			事業期間	平成17年度	～		
総合計画施策番号	2-1-5	総合計画施策名	適切な生活排水処理の推進	市民意識調査結果 (R1結果)	A 重点改善施策			
①事業概要	実施目的	下水道や農業集落排水を利用できない市民に対し、浄化槽補助事業を積極的に推進することにより、河川の水質浄化と文化的な都市生活の向上に寄与します。また、首都圏の飲料水を守るとともに、市内の河川などの公共用水域の水質を保全します。		具体的方法	10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する人に対し、補助金を交付します。また、既存の単独処理浄化槽や汲取り槽から転換する場合に対しては、補助金額を上乗せして交付します。			
②事業計画	R2年度	●年間予定基数 448基 ○新規設置補助 408基 ○転換設置補助 40基 ●合併処理浄化槽普及促進PR ●浄化槽の適正な維持管理の啓発		R3年度	●年間予定基数 448基 ○新規設置補助 408基 ○転換設置補助 40基 ●合併処理浄化槽普及促進PR ●浄化槽の適正な維持管理の啓発		R4年度	●年間予定基数 448基 ○新規設置補助 408基 ○転換設置補助 40基 ●合併処理浄化槽普及促進PR ●浄化槽の適正な維持管理の啓発
	③実績及び目標	R2年度の活動の実績 市広報掲載等により制度の周知を行い、下水道、農業集落排水、市設置浄化槽制度を利用できない人に対して、自己が居住するための住宅に浄化槽を設置しようとする際に、経費の一部を補助金として交付しました。						
		指標名	指標の種類	単位	R1年度実績	R2年度実績	R3年度目標(見込)	R4年度目標(見込)
	新規設置に対する補助(交付)	成果指標	基	374	259	450	450	
	建替え新築時に設置する補助(交付)	成果指標	基	23	14	50	50	
	単独処理浄化槽などからの転換設置補助(交付)	成果指標	基	28	91	135	135	
④コスト			R1年度決算	R2年度決算	R3年度予算	R4年度以降の予算の方向性		
	事業費計(千円)		77,981	104,740	64,598	増 額		
	財源内訳	国庫支出金		25,977	13,648	予算の方向性の理由 設置件数増加によるもの		
		県支出金	9,333	17,014	9,273			
		地方債						
		その他	60,000	60,000	40,000			
	一般財源	8,648	1,749	1,677				
ローリング及び予算査定時の指示事項等とその後の対応		新設に関する補助制度を段階的に廃止すること						
⑤評価・分析	項目		評価		評価分析についての理由・コメント			
	妥当性	法令等の義務付け	任意(市条例・要綱を含む)の自治事務		伊勢崎市浄化槽整備事業費補助金交付要綱による事業で、公共用水域の水環境改善のため、公共下水道等を利用できない市民へのサポートであり、市民ニーズは高いものです。休廃止をすることにより、公共水質の水環境の改善が遅れ生活環境に悪影響が発生する恐れがあります。公共事業に係る補償や同一人に対する二重交付を防止して公平性を保っています。			
		市民ニーズ	高い					
	有効性	実績(事業計画の進捗)	ほぼ計画通り					
		休廃止の影響	影響がある					
	効率性	経費(人件費含む)の削減	削減の余地はない					
事業の効率性		改善に取組ももしくは取組済み						
公平性	受益の偏り	受益は市民全体に行き渡っている						
	受益者負担	適切である						
⑥展望等	議会、市民からの要望等		単独処理浄化槽や汲取り槽から合併処理浄化槽への転換に対し、更なる促進のため、宅内配管への補助制度についての取り組み状況について問い合わせがあります。					
	担当者の意見(この事務事業の将来の展望等)		未だ数多く残っている単独処理浄化槽や汲取り槽から合併処理浄化槽への転換を進めるためにも必要な事業です。					
⑦評価結果	1次	評価者	担当課長等	評価コメント	公共用水域の水質汚濁の改善と、公共下水道などが整備されていない区域の市民に対し、行政サービスの公平性を示すうえで継続が必要であると考えます。			
		事業の方向性	継続					
	2次	評価者	担当部局長	評価コメント	本市の汚水処理率の向上のため、引き続き、効果的・効率的な事業実施に努めること。			
		事業の方向性	継続					
⑧改善案								

令和 3 年度事務事業《事後》評価 評価シート

※令和2年度に実施した事務事業の評価

評価 NO.	72	R2年度 実施計画事業番号	145	事業名	空家等対策推進事業			
				事業期間	平成27年度	～		
担当部課名		環境部 環境保全課						
総合計画施策番号		2-1-7	総合計画施策名		良好な居住環境の形成	市民意識調査結果 (R1結果)	D 維持施策	
① 事業概要	実施目的	老朽化や不適切な管理により周辺の生活環境を著しく悪化させている空家等を減少させるとともに、新たな空家等を増やさない対策を推進し、生活環境や住環境を保全します。		具体的方法	空家等の適切な管理の推進、周辺住民や所有者からの空家等に関する苦情や相談の対応について、本市の空家等対策計画に基づいた施策を実施します。特定空家等の認定を行い、所有者などに対し指導や助言、命令などの措置を講じます。			
② 事業計画	R2年度		R3年度		R4年度			
	●空家等対策計画に沿った施策の実施 ●特定空家等の所有者などへの助言・指導の実施 ●空家等対策計画の見直しに係る空家等調査		●空家等対策計画に沿った施策の実施 ●特定空家等の所有者などへの助言・指導の実施 ●空家等対策計画の見直し		●空家等対策計画に沿った施策の実施 ●特定空家等の所有者などへの助言・指導の実施			
③ 実績及び目標	R2年度の活動の実績							
	空家等現地調査や苦情処理を実施し、市民から空家に関連し寄せられる要望を適切に処理しました。また、除却補助事業を実施し、管理不全となっている空家の解消に成果を上げています。							
		指標名	指標の種類	単位	R1年度実績	R2年度実績	R3年度目標(見込)	R4年度目標(見込)
		空家等現地調査件数	活動指標	件	413	1,037	540	540
		空家等苦情処理件数	活動指標	件	171	198	200	200
	空き家除却補助金交付件数	成果指標	件	25	29	32	32	
	空き家改修補助金交付件数	成果指標	件	0	0	1	10	
④ コスト			R1年度決算	R2年度決算	R3年度予算	R4年度以降の予算の方向性		
	事業費計(千円)		17,954	14,887	17,568	増 額		
	財源内訳	国庫支出金	4,494	5,694	5,500	予算の方向性の理由 住環境保全のために最低限必要な予算を継続して措置する必要があり、空き家改修補助事業は新規施策のために増額が必要。		
		県支出金						
		地方債						
		その他						
一般財源		13,460	9,193	12,068				
ローリング及び予算査定時の指示事項等とその後の対応								
⑤ 評価・分析	項目		評価		評価分析についての理由・コメント			
	妥当性	法令等の義務付け	義務と任意を両方含む		伊勢崎市空家等対策計画は、市内全域が対象で、市が策定すべき計画であり、また策定に関する空き家調査等も民間事業と競合しません。市内全域で空き家が増加している中、所有者等をはじめ、空き家対策に関する要望が高く、事業を継続する必要があります。空き家の状況を的確に把握し、今後、利活用面の空き家対策の充実を図り、市民の安心安全な生活環境に寄与します。			
		市民ニーズ	高い					
	有効性	実績(事業計画の進捗)	ほぼ計画通り					
		休止の影響	大変影響がある					
	効率性	経費(人件費含む)の削減	削減の余地はない					
事業の効率性		改善に取組もしくは取組済み						
公平性	受益の偏り	受益は市民の一部に限定されている						
	受益者負担	負担を求めるべき事業でない						
⑥ 展望等	議会、市民からの要望等		<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な管理がされていない空き家等に関する行政の迅速な対応。</li> <li>空き家の利活用等に係る支援制度の更なる充実を要望。</li> </ul>					
	担当者の意見(この事務事業の将来の展望等)		空き家等の状況把握を実施し、利活用、改修及び除却等の適正な管理を所有者等が責任を持って実施する費用への補助制度の更なる充実が求められる。					
⑦ 評価結果	1次	評価者	担当課長等	評価コメント	「⑥展望等」の議会、市民からの要望等のうち、空き家利活用等に係る支援制度の充実に当たり、制度の見直しを図り、令和4年度の施行を目指すこと。			
		事業の方向性	一部改善					
	2次	評価者	担当部局長	評価コメント	管理不全な空き家の減少を図るため、より効果的・効率的な事業となるよう検討すること。			
	事業の方向性	一部改善						
⑧ 改善案	空き家利活用等に係る支援制度の充実に当たり、より効果的な事業となるよう要綱等の整備を進めます。							

令和 3 年度事務事業《事後》評価 評価シート

※令和2年度に実施した事務事業の評価

評価 NO.	207	R2年度 実施計画事業番号	123	事業名	道路管理事業			
				事業期間	平成28年度	～		
担当部課名		建設部 道路維持課						
総合計画施策番号		2-1-4	総合計画施策名		道路の整備と管理	市民意識調査結果 (R1結果)	A 重点改善施策	
① 事業概要	実施目的	市道の老朽化による事故を未然に防ぐため、道路パトロールによる危険箇所を発見することで、安全な道路空間を保持します。			具体的方法	道路パトロールによる危険箇所を早期発見し、緊急的な修繕を行います。		
② 事業計画	R2年度		R3年度		R4年度			
	●道路パトロール業務委託 ●境島村渡船管理事業		●道路パトロール業務委託 ●境島村渡船管理事業		●道路パトロール業務委託 ●境島村渡船管理事業			
③ 実績及び目標	R2年度の活動の実績							
	道路舗装の陥没や道路構造物の破損等を早期に発見し、迅速な対応を行う事により、道路構造物を起因とする交通事故の防止や道路利用者の安全確保を図りました。また、境島村渡船につきましては台風19号の影響からR1年10月から運休しており、庁内境島村渡船調整会議においてあり方を検討しています。							
		指標名	指標の種類	単位	R1年度実績	R2年度実績	R3年度目標(見込)	R4年度目標(見込)
		道路パトロールによる損傷箇所発見数	活動指標	箇所	504	547	575	575
		境島村渡船の利用者数	成果指標	人	3,727	0	0	0
	利用者一人当たりの渡船運行費用	成果指標	円	2,697	2,704	2,705	2,705	
	(総費用÷総利用者数)							
④ コスト			R1年度決算	R2年度決算	R3年度予算	R4年度以降の予算の方向性		
	事業費計(千円)		12,869	8,997	9,070	減 額		
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	予算の方向性の理由 運休している境島村渡船管理事業の廃止を検討する。R4年度以降も適正に道路パトロールを実施する。		
		県支出金	0	0	0			
		地方債	0	0	0			
		その他	0	0	0			
一般財源		12,869	8,997	9,070				
ローリング及び予算査定時の指示事項等とその後の対応								
⑤ 評価・分析	項目		評価		評価分析についての理由・コメント			
	妥当性	法令等の義務付け	法令等(市条例・要綱を除く)の事務		道路管理業務は法律上の義務として明示されている必要不可欠な業務であり、全ての道路利用者が、安心安全に道路を利用することが出来るよう、市内全域の道路を良好な状態に保つ事が求められています。しかしながら、今後老朽化施設等が増えていくなかで、最小のコストで安全・安心その他の必要なサービス水準を確保するため、道路施設の集約化・機能縮小を図りながら道路管理を行っています。			
		市民ニーズ	市民ニーズに関係なく行うべきもの					
	有効性	実績(事業計画の進捗)	ほぼ計画通り					
		休廃止の影響	大変影響がある					
効率性	経費(人件費含む)の削減	削減に取組中もしくは取組済み						
	事業の効率性	改善に取組中もしくは取組済み						
公平性	受益の偏り	受益は市民全体に行き渡っている						
	受益者負担	負担を求めるべき事業でない						
⑥ 展望等	議会、市民からの要望等		議会において、境島村渡船の今後の方針について質問、質疑があります。地元区長等から、生活道路としての渡船利用の必要はない旨の理解を得ています。					
	担当者の意見(この事務事業の将来の展望等)		利用者の安全を守りつつ効果的・効率的な道路管理事業を進めるためにも、時代の変化等により必要性が低下した道路施設の見直しが必要です。					
⑦ 評価結果	1次	評価者	担当課長等		評価コメント	道路施設の老朽化により維持管理・更新費用の増大が見込まれるなかで、全ての道路利用者が、安心安全に道路を利用するためにも、地域住民等の意見、気象条件、沿道の土地利用状況等の種々の要因に応じて道路状況を精査し、維持・管理経費の削減に努める必要があります。		
		事業の方向性	一部改善					
2次	評価者	担当部局長		評価コメント				
	事業の方向性	一部改善						
⑧ 改善案	運休している境島村渡船について、道路本来の目的である生活道路としての利用は終了しています。さらに、台風被害を受けた施設を再開するためには多大な復旧費用等が必要となることから、境島村渡船管理事業の廃止を行っていきたい。							